3第4号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者 停止の撤回を求める陳情

受理年月日 令和3年8月23日



付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

令和3年6月7日付東大和市長通知大子保発第57号「市立狭山保育園の段階的廃園についての保護者説明会について」(以下、「説明会通知」と言う。)、及び同通知添付資料「東大和市立狭山保育園段階的廃園ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)において、令和3年6月7日以降から市立狭山保育園の段階的廃園までに現存しているクラスへの新規入園者停止の撤回を求めます。

陳情理由

説明会通知及びガイドラインにて市立狭山保育園の段階的廃園までに現存している クラスへの新規入園者停止を行うことは通園している保護者、園児に対して保育への 期待、楽しみを奪うことになります。実際、ガイドラインの提示後、不安を抱える保 護者もいる現状を踏まえて、新規入園者停止の撤回を求めます。

また、狭山保育園の定員を満たしていない状況も鑑みると下記の点からも停止する理由がないと思います。

- 1. 東大和市立保育園設置条例施行規則第5条において定員数を満たしておらず新規入園者を停止する必要はない。
- 2. 段階的廃園は決定事項ではなく新規入園者を停止する理由、必要性はない。
- 3. 一方的な説明会の開催のみで新規入園停止について利用者の理解を得ていない。 停止は、狭山保育園入園を希望する市民や、今後保育を希望する全市民の保育 園を選ぶ権利ないし利益を損なうものである。
- 4. 現在、園児が集団保育の中で適切な保育を受ける機会を奪うものである。

狭山保育園へ通園している子供たちの明るい未来、笑顔あふれる保育の環境を守り たい。との想いで陳情を提出させていただきます。

添付資料

- 別紙1 「狭山保育園廃園ついてのアンケートのお願い」
- 別紙2 「東大和市立狭山保育園段階的廃園ガイドライン」
- 別紙3 「市立狭山保育園のあり方に関する要望書」
- 別紙4 「市立狭山保育園のあり方に関する要望書に対する回答について」
- 別紙5 「市立狭山保育園の段階的廃園に係る説明会における質疑応答の会議要録の 送付について(報告)」
- 別紙6 「「市立狭山保育園の段階的廃園について アンケート」におけるご意見ご質問に対する回答」
- ※この陳情書には、上記の別紙1から別紙6までの資料が添付されています。